

6月は現況届の提出を

# 児童手当6月支給のお知らせ

●問い合わせ 子育て福祉課(東庁舎1階) ☎33-98555 ☒36-9119

児童手当を受給しているご家庭へ6月上旬に現況届を郵送します。受給資格を確認する大切な手続きですので、6月末までに提出してください。

## 6月期分を支給します

対象の方に、児童手当6月期分(2・3・4・5月分)を、6月15日(金)に振り込みます。受給者(養育者)名義の口座をご確認ください。

## 所得制限があります

所得制限限度額以上の場合には、特例給付として支給対象

## 所得制限の限度額

扶養親族等の数	所得金額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

## 支給月額など

		児童手当	
0から3歳未満	一律	1万5,000円	
3歳から小学生	第1子・第2子	1万円	
	第3子以降	1万5,000円	
中学生	一律	1万円	
所得制限	所得制限の限度額以上の受給者の方は、一律で児童1人につき5,000円		
支給期(該当月)	平成30年6月期(2~5月分) 平成30年10月期(6~9月分) 平成31年2月期(10月~1月分)		

児童1人につき、一律月額5,000円の支給となります。

## 6月は

## 現況届の提出が必要です

30年5月末現在受給者の方には、6月上旬に現況届を郵送します。

今年度の受給資格を確認する大切な手続きですので、6月末までに提出してください。6月1日以降に転出する方も、松本市へ提出してく

ださい。提出がないと、手当の支給が一時保留になります。

## 【提出方法】

同封の返信用封筒で返送いただくか、子育て福祉課(東庁舎1階9番窓口)、支所・出張所へ提出してください。

## 【添付書類】

- ①受給者(養育者)本人の健康保険証のコピー
- ②お子さんと別居(世帯が別も同様)しながら養育している場合は、別居監護申立書



## 市議会第1回臨時会から

5月16日、平成30年市議会第1回臨時会が開かれました。この議会では、新たな常任委員会などが構成されました。また、松本市議会会議規則の一部改正(議員提案)のほか、市税条例の改正等の専決処分(報告3件)について、原案どおり可決、承認されました。

## 教育民生委員会(8人)

- 勝野智行 井口司朗
- 田口輝子 村上幸雄
- 阿部功祐 南山国彦
- 草間錦也 太田更三

## 経済地域委員会(8人)

- 今井ゆうすけ ○若林真一
- 上條温 小林弘明
- 忠地義光 犬飼明美
- 柿澤潔 近藤晴彦

## 委員会の新たな構成は

市議会には、総務・教育民生・経済地域・建設環境の4つの常任委員会が設けられています。新しい常任委員会と議会運営委員会の構成は次のとおりです。

## 建設環境委員会(7人)

- 青木崇 ○吉村幸代
- 中島昌子 小林あや
- 犬飼信雄 澤田佐久子
- 青木豊子

## 議会運営委員会(10人)

- 村上幸雄 上條温
- 小林あや 阿部功祐
- 柿澤潔 宮下正夫
- 青木豊子 近藤晴彦
- 大久保真一 池田国昭

## 総務委員会(8人)

- 川久保文良 上條美智子
- 上條俊道 宮坂郁生
- 芝山稔 宮下正夫
- 大久保真一 ○池田国昭